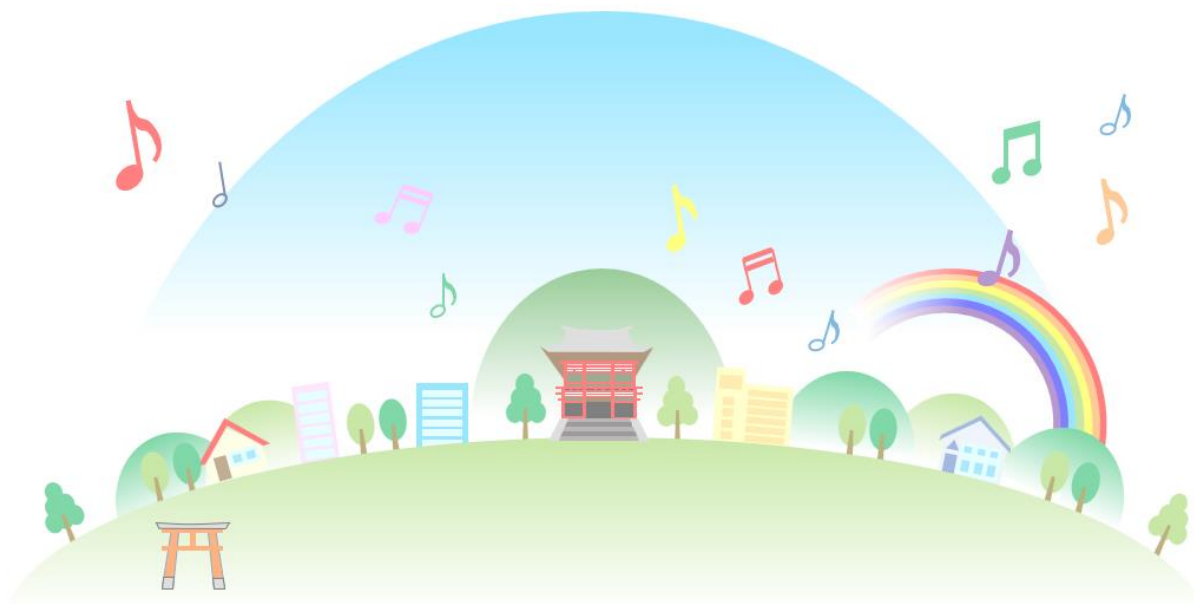


第6次鎌倉市まち美化行動計画 (案)



鎌倉市

目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 現状と課題

- 1 現状と課題（第5次行動計画の実績を踏まえて）
- 2 取り巻く社会情勢
 - （1） 少子高齢化
 - （2） オーバーツーリズム
 - （3） S D G s
 - （4） 技術革新
 - （5） 気候変動（地球温暖化）

第3章 第6次行動計画の基本方針

- 1 目指す方向性
- 2 基本となる考え方
 - （1） 未然防止と対策
 - （2） 美化活動の実施
 - （3） その他

第4章 第6次行動計画の具体的施策

- 1 施策1 未然防止と対策
 - 施策1－（1） ポイ捨て防止
 - 施策1－（2） 路上喫煙防止
 - 施策1－（3） 不法投棄防止
 - 施策1－（4） 飲料等回収容器の適正管理
 - 施策1－（5） 落書き防止
 - 施策1－（6） あき地の適正管理
- 2 施策2 美化活動の実施
 - 施策2－（1） アダプト・プログラム
 - 施策2－（2） 市内一斉清掃（クリーンアップかまくら）
 - 施策2－（3） まち美化推進員による活動
 - 施策2－（4） 自治会・町内会等による活動
 - 施策2－（5） 企業による活動
- 3 その他
 - 施策3－（1） 関係団体等との連携
 - 施策3－（2） その他の啓発活動

第5章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 実績の公表
- 3 計画の点検・見直し

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年（2001年）3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例を制定し、同年10月に第1次鎌倉市まち美化行動計画を策定して以降、これまで5次にわたり、鎌倉市まち美化行動計画を策定し、市民との協働によりさまざまな事業を実施し、成果をあげてきました。

まち美化活動の取組は、道路等に捨てられたごみを拾うことや家屋周囲の掃除、落書き消しやビラはがし、不法投棄の防止などが挙げられますが、これらは、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐために重要な取組であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）にも貢献する、身近で幅広い取組です。

美しい環境を保つには、多くの人々が地域に愛着や関心を持って行動することが重要です。

この計画は、市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまち美化の取組について、その方向性やそれぞれの役割を明らかにして、まち美化活動を推進し、ごみの散乱や落書きのない美しいまちづくりを実現するために策定するものです。

◆鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（抜粋）

第12条 市長は、まちの美化を推進するため、市、市民、事業者、滞在者等が果たすべき役割に応じた行動計画（以下「まち美化行動計画」という。）を定めるものとする。

2 まち美化行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）まちの美化推進活動についての事項
- （2）まちの美化意識の啓発についての事項
- （3）市、市民、事業者、滞在者等の連携についての事項
- （4）自発的なまちの美化活動に関する支援についての事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

◆関連する条例の制定経過

昭和47年(1972年) 鎌倉市あき地の環境保全に関する条例 制定

昭和47年(1972年) 鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例 制定

平成13年(2001年) 鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例制定

平成16年(2004年) 鎌倉市落書き防止条例 制定

平成20年(2008年) 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例 制定

2 計画の位置づけ

まち美化行動計画は、鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例第 12 条に基づき、まち美化を推進するために定めるものです。

まち美化に係る事業は、令和 8 年(2026 年)4 月を初年度として策定される「鎌倉市基本計画 鎌倉ミライ共創プラン 2030」の施策体系に位置付けられることとなり、第 6 次まち美化行動計画はこれを推進するための個別計画として位置付けられるものです。

また、環境分野の上位計画である鎌倉市環境基本計画についても、令和 8 年度中の改訂を目指して検討を進めており、第 6 次まち美化行動計画はその趣旨を踏まえるものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度から、「鎌倉市基本構想 鎌倉ビジョン 2034」の計画期間より 1 年長い令和 17 年度までの 10 年間とします。

◆これまでの計画

第 1 次まち美化行動計画（平成 13 年 10 月～平成 19 年度）	6 年半
第 2 次まち美化行動計画（平成 20 年度～平成 23 年度）	4 年
第 3 次まち美化行動計画（平成 24 年度～平成 27 年度）	4 年
第 4 次まち美化行動計画（平成 28 年度～令和元年度）	4 年
第 5 次まち美化行動計画（令和 2 年度～令和 7 年度）	6 年
第 6 次まち美化行動計画（令和 8 年度～令和 17 年度）	10 年

第2章 現状と課題

1 現状と課題（第5次行動計画の実績を踏まえて）

ポイ捨て	
現状	・鎌倉のまちはきれいとの声をいただく一方、オーバーツーリズムの影響から、特定の観光地・観光スポットにおけるポイ捨ての苦情や防止対策の相談が増えている。 ・令和6年度には、5年ぶりに開催された鎌倉花火大会で、道路の植込みや飲料用自動販売機回収容器周辺にポイ捨てが多かった。 ・ポイ捨てされるごみの中では、容量としては少ないものの、数としてはたばこのポイ捨てが多い。 ・あき地に捨てられることが多い。 ・コインパーキングや市の駐車場にも捨てられている。車の窓から捨てられる。
課題	・ポイ捨てはなかなか無くならない。 ・繁茂した植込みやグレーチングに捨てられた小さなごみ（たばこの吸い殻を含む）の回収には労力がかかる。 ・河川を通じて海へ流れ着き、海洋プラスチックごみの原因となる。
路上喫煙	
現状	・路上喫煙の実態調査の結果や、巡回パトロールでの指導件数から、路上喫煙者は減っている。 ・令和3年度には大船駅東口歩道橋下の屋内型喫煙所が、令和5年度には鎌倉駅近くの小町通りに屋内型喫煙所設置費等補助金活用した民間の喫煙所が開設され、多くの喫煙者に利用されるとともに、市に寄せられる路上喫煙に関する苦情も減少した。 ・路上喫煙禁止区域内である大船駅西口や鎌倉駅西口には喫煙所がない。
課題	・喫煙者と非喫煙者の共存や分煙環境の整備を図るためには、更なる喫煙所の設置や、路上喫煙防止の対策が必要である。
不法投棄	
現状	・令和2年度には、コロナ禍で外出の機会が減り、<u>ごみを整理</u>する人が多かったためか、件数が大幅に増加した。 ・その後は、定期的な神奈川県との合同パトロールの実施や啓発看板の配布の効果もあってか、件数は減少傾向にある。
課題	・家電製品、消火器、バッテリーなど廃棄処分には手数料が発生する物品も多数含まれており、市が回収したとしても処分費が発生する。
飲料等回収容器の適正管理	
現状	・令和2年度以降、コロナ禍で衛生面の懸念から回収容器が撤去される事例があった。 ・家庭ごみを回収容器周辺に捨てるなど、不適切な利用も見受けられ、回収容器がごみを呼び込む現象が見受けられる。
課題	・回収容器については、設置が求められる場所もあるが、飲料容器以外のごみを呼び込んでしまうことになるため、むしろ設置が求められない場所がある。

落書き	
現状	・発見した落書きについては、可能な限り迅速に消去する、または、当該物件の所有者へ速やかな対応を求めている、近隣市と比べて、落書きが非常に少ないという意見をいただく。 ・市民ボランティア「鎌倉を美しくする会」による功績が大きい。
課題	・「鎌倉を美しくする会」の活動者の高齢化・減少が課題である。
あき地の適正管理	
現状	・ごみのポイ捨てや、不法侵入による喫煙などがあり、火災につながる恐れもある。 ・雑草の繁茂に関する指導件数は、減少傾向にある。
課題	・今後、人口の減少や高齢化に伴い、あき地の増加が懸念される。 ・あき地は、ほぼ民地であり、管理義務の取扱いも課題である。
アダプト・プログラム ^{※1}	
現状	・令和2年度当初の12団体から令和6年度末の20団体へ、8団体増加した。 ・参加団体に対して、清掃用具の提供などの支援を行った。
課題	・今後、人口の減少や高齢化に伴い、参加団体の減少が懸念される。
市内一斉清掃（クリーンアップかまくら）	
現状	・コロナ禍の影響もあり、令和2年度から令和4年度春季までは中止となったが、再開後、徐々に参加者が戻ってきている。
課題	・これまで参加したことがない市民等にも広く参加を呼び掛けることが必要である。
まち美化推進員 ^{※2} による活動	
現状	・観光客等へごみの持ち帰りを呼び掛けるキャンペーン、海やまちの清掃活動（クリーンアップかまくら）、路上喫煙調査、飲料用自動販売機回収容器設置調査、清掃活動など、非常に多くの美化活動に参加・協力を得ている。
課題	・今後、人口の減少や高齢化が進む中でも、まち美化の推進にはまち美化推進員の協力が欠かせず、協力いただける市民の発掘が必要である。
自治会・町内会等による活動	
現状	・自治会・町内会等が、原則として毎月1回「まち美化統一クリーンデー」を定め、市道路等を清掃したことに対する奨励金を交付した。 ・自治会・町内会が解散や活動を縮小する中で、参加率は常に60%を超えている。
課題	・本市の自治会・町内会では、美しいまちづくりの意識は高く、今後も自治会・町内会等によるまち美化活動に対する支援を継続していく必要がある。
関係団体等との連携	
現状	・小・中学校や高校での探求学習等の活動において、まち美化の啓発を行った。 ・令和3年度から、8市連携市長会（横浜市・川崎市・横須賀市・藤沢市・逗子市・大和市・町田市・鎌倉市）では、鎌倉市長の発意による「海洋プラスチックごみの削減に向けた取組」を連携して行った。 ・令和6年度には、本田技研工業株式会社と協定を結び、Honda×鎌倉市ビーチクリーンを実施した。

課題	・今後も、本市のまち美化推進に協力いただける関係機関との連携を継続していくことが必要である。
その他の啓発活動	
現状	・ 8市連携市長会では、「海洋プラスチックごみの削減に向けた取組」として啓発ポスターや動画の作成、8市長のラジオ番組出演などを通じて、市民等へ啓発活動を実施した。 ・ 令和4・5年度には、プラごみ削減につながる取組等を市民や事業者とともに強化して実施する「かまくらプラごみゼロウィーク」を11月に開催した。 ・ 令和5年度の「かまくらプラごみゼロウィーク」の期間中には、神奈川県との共催により「さかなクンのギョギョッとびっくり！プラごみゼロ教室」を開催した。 ・ 公共交通機関では、車内アナウンスや構内放送において、ごみの持ち帰りを推奨するなどの放送を流している。
課題	・ 社会の変化やニーズにあわせて、柔軟に啓発活動を進めることが必要である。

- ※1 市内の道路、公園、河川等の公共空間について、市民等が区域を定めて美化清掃活動を行う制度です。
- ※2 空き缶やたばこの吸い殻等の散乱防止について、市民や滞在者への意識啓発を図るために、公募市民や地域性等を考慮して市が委嘱しています。

2 取り巻く社会情勢

(1) 少子高齢化

本市の高齢化率は、令和6年（2024年）1月1日現在30.7%で、全国平均と比較して高い割合となっています。令和7年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上となり、「鎌倉市基本計画 鎌倉ミライ共創プラン 2030」における人口推計によると、少子高齢化は今後も進み、令和32年（2050年）頃には高齢化率は39.7%になり、年少人口率は10.2%となります。また、総人口も152,807人[※]となり、11%減（令和6年1月1日現在171,272人）と推計されています。

このような人口構造の変化に伴い、地域活動の担い手不足や地域コミュニティの弱体化が懸念されており、市民のまち美化活動についても影響がでることが予測されます。

- ※ 国立社会保障・人口問題研究所における2024地域別推計人口と2024地域別実人口の変化率を、後年度の5年毎変化率に更に乗じて算出した数値。

(2) オーバーツーリズム

オーバーツーリズムとは、特定の観光地・観光スポットにおいて、観光客の著しい増加等が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させたりするような状況のことです。

本市では、鎌倉駅東口周辺、江ノ電長谷駅周辺、江ノ電鎌倉高校前駅踏切周辺などでこれらの状態が確認できることから、市内でオーバーツーリズムが発生してい

ると捉えています。

オーバーツーリズムから生じる課題として、まち美化に関しては、ごみのポイ捨てや路上喫煙の苦情が寄せられています。

市では、観光客の地理的・時間的分散を促進していますが、今後は新たなスポットもオーバーツーリズムの課題を生じる可能性があります。

(3) S D G s

令和 12 年（2030 年）をゴールとする S D G s について、本市は、平成 30 年（2018 年）に S D G s 未来都市に選定されており、政策・施策と S D G s のゴール・ターゲットを関連付け、その達成を目指しています。



S D G s の 17 の目標について、第 6 次まち美化行動計画においても、本行動計画と特に関連性の深い目標を念頭に計画を推進していきます。

◆関連性の深い目標

目標 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する 3.9 2030 年（令和 12 年）までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	
目標 6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する 6.2 2030 年（令和 12 年）までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	
目標 12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する 12.8 2030 年（令和 12 年）までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
目標 14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する 14.1 2025 年（令和 7 年）までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 14.2 2020 年（令和 2 年）までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	
目標 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	

（４）技術革新

昨今の技術革新をめぐる世界的な潮流を背景に、日本でも「第４次産業革命の技術革新を、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する Society5.0 を世界に先駆けて実現する」という方向性が、政府から示されています。

本市では、このような社会環境の変化や進化に合わせ、鎌倉のまち並みや、歴史・文化を大切にしながら、AI や IoT、ビッグデータなど、人にやさしいテクノロジーを活用し、本市の抱える社会課題を解決し、人間中心の共生社会を築いていくことを目指すためスマートシティの取組を推進しています。

今後、まち美化の推進においても、必要に応じて、デジタル技術を活用するという視点は必要となります。

（５）気候変動（地球温暖化）

地球の大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、人間活動によって、ここ百数十年の間に急速に増え、地球の平均気温が上昇しています。異常な夏の暑さや短期間の豪雨といった気候変動は、私たちの生活や自然環境に深刻な影響を及ぼしはじめています。

特に夏の酷暑は、ごみ拾いや清掃などの美化活動を実施しにくくしています。また、地球温暖化の影響によって豪雨が増加し、散乱ごみが海に流れやすくなるといった影響もあります。

地球温暖化は今後ますます悪化し、猛暑日の日数は増えると予想されています。地球温暖化による影響の回避や軽減策も、まち美化の推進においては考慮しなければなりません。

第3章 第6次行動計画の基本方針

1 目指す方向性

令和8年(2026年)4月を初年度として策定される「鎌倉市基本構想 鎌倉ビジョン 2034」においても、第3次鎌倉市総合計画で掲げた「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を将来都市像として引き継ぎます。

鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例においては、「まちの美化は、市民が快適な生活を営むうえで必要とする良好な美観を確保し、古都としての風格と観光都市としての魅力を保ちつつ、市民や滞在者に愛されるまちとして、これを後世へ継承していくことを目的として行われなければならない。このような認識のもとで一人ひとりが美しい鎌倉のまちに暮らす市民としての誇りと自覚をもって、自ら率先し、互いに声を掛け合い、みんなで力を合わせて、ごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指す」と規定しており、市民、事業者、滞在者等、市とがそれぞれの責務を果たしながら、共に、ごみの散乱のない美しいまちをつくることを引き続き目指していきます。

2 基本となる考え方

(1) ごみの散乱などが生じないよう未然防止と対策に取り組めます。

まち美化活動に取り組む方々からは、「ごみのない場所には、ごみが捨てられにくい」、「管理の行き届いていない場所には、ポイ捨てされやすい」などの声が寄せられます。ごみの散乱の発生抑制につながる未然防止や対策を進めることによって、いつでも美しいまちが保たれるよう目指します。

(2) 発生してしまったごみの散乱等については、まち美化活動に取り組めます。

これまで本市のまち美化活動については、環境意識の高い市民や団体の協力に支えられてきました。今後も、まち美化活動に取り組む市民や団体との連携や支援等を通じて美しいまちが保たれるようにするとともに、誰もがまち美化活動に参加できる環境づくりを目指します。

(3) 啓発活動を充実し、まち美化の意識の更なる向上に取り組めます。

ポイ捨てをしない、家の周りなど身近な場所を清掃するなどまち美化の意識の更なる向上のためには、広報や教育の場との連携などまち美化の重要性等を地道に伝える啓発活動が欠かせません。

また、来訪者等については、日々、観光客が入れ替わる、多言語による対応が必要など効果的な広報活動を行う上での課題がありますが、SNSの活用や関係機関との連携によって、ごみの持ち帰りを促す啓発などを繰り返し行い、本市のまち美化活動に対する理解促進を図っていきます。

第4章 第6次行動計画

施策1 未然防止と対策

(1) ポイ捨て防止

今後の取組・事業内容

市（行政）	ア ポイ捨てを無くすためのモラルの向上、人づくりを推進します。 イ まち美化を推進する事業、活動を推進します。 ウ 植込みの適正な管理やポイ捨てされにくい形状のグレーチングの選定など、ポイ捨てされにくい環境、仕組づくりを推進します。 エ 市民や外国人を含めた観光客に対し、ごみの持ち帰りを推奨・啓発し、ごみ持ち帰りバッグ等の使用を推進します。 オ ポイ捨てごみの発生原因となっている事業者へ注意喚起を行い、ごみ回収箱設置を要請します。 カ 事業者等がポイ捨てごみの発生原因となるような出店を行う場合のルール作りや規制について、研究・検討します。 キ 技術革新も利用し、効果的なポイ捨てごみ対策について研究します。
市民	ア 道路や公園、広場、屋外の公共の場所などでポイ捨てせず、ごみは指定された収集日時・場所に排出します。 イ 自宅周辺の環境美化に努めます。 ウ 自治会・町内会による地域清掃活動などまち美化活動に参加します。 エ 落としたごみは、拾います。
事業者	ア 事業所周辺の清掃活動を行うなど、環境美化に努めます。 イ ポイ捨てごみになりやすい物品の販売を控える、ポイ捨てごみにならないよう工夫するなど、ごみの発生抑制に努めます。 ウ 購入後、すぐに食べられるものを販売する場合は、イートインスペースやごみ回収箱の設置、ごみの回収、店舗周辺の清掃に努めます。 エ ごみの持ち帰りの啓発に努めます。 オ 同一商店街で販売し発生したごみの処理は、協力しお互いに受け入れます。 カ 旅行会社等の観光に携わる事業者は、市のごみの持ち帰りルール等を旅行者に周知し、ごみ持ち帰り袋を配布するなど、環境美化に貢献します。
滞在者等	ア 道路や公園、広場、屋外の公共の場所などでポイ捨てせず、外出中に生じたごみは、自宅又は宿泊先まで持ち帰ります。 イ まち美化活動に積極的に参加します。 ウ 落としたごみは、拾います。

(2) 路上喫煙防止

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア 路上喫煙禁止区域での喫煙防止巡回指導を行います。 イ 喫煙者と非喫煙者の共存を図り、受動喫煙防止対策やたばこのポイ捨てを防止する観点から、喫煙所の設置を推進します。 ウ 民間による屋内型喫煙所の設置及び維持管理に対する費用の補助を行います。 エ まち美化推進員と連携し、路上喫煙防止の活動等を行います。 オ 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所について、将来的に路上喫煙禁止区域に指定することを目指し、取組を進めます。
市民 滞在者等	ア 路上喫煙禁止区域では、喫煙しません。 イ 路上喫煙禁止区域外の道路や公園、広場、屋外の公共の場所などでは、喫煙しないよう努めます。
事業者	お客様や従業員のニーズ等に応じて事業所または敷地内に喫煙所を設置するよう努めます。

(3) 不法投棄防止

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア 定期的に不法投棄防止のための巡回パトロールを行います。 イ 市道等への不法投棄に対しては、速やかに現地を確認の上、撤去処分に向けた対応を行います。 ウ 不法投棄を行った者が判明した場合には、法令に基づき警察等と連携して不法投棄物を撤去させるなど、適切に対処します。 エ 不法投棄は犯罪であることなど、不法投棄者への警告を行います。 オ 不法投棄された土地の所有者等に、防止看板を配布するなど、不法投棄防止対策について助言、指導を行います。
市民 事業者 滞在者等	ア 不法投棄しません。 イ 所有、管理している土地に不法投棄されない環境作りに努め、良好な環境を維持するよう管理します。不法投棄防止対策が分からない場合は、市に相談します。 ウ 不法投棄する者や不法投棄物を発見したときは、法令に基づき警察等に通報します。 エ 不法投棄された土地所有者等は、不法投棄を行った者が判明しない場合は、周辺環境を踏まえて不法投棄物の撤去等適切な対応をします。

(4) 飲料等回収容器の適正管理

今後の取組・事業内容

市(行政)	飲料等自動販売機における回収容器設置状況を必要に応じて確認し、ペットボトル等飲料容器がまち中に散乱しないように適正管理を指導します。
-------	---

市民 滞在者等	ア 回収容器には、自動販売機で購入したもの以外は入れません。 イ 自動販売機周辺に、他のごみを捨て置きません。
事業者	ア 自動販売機による飲料販売事業者は、回収容器を設置し、その周囲を清潔に保ちます。 イ 自動販売機設置場所の管理者は、販売事業者とともに回収容器の中身を適切に回収することにより、回収容器及びその周囲を清潔に保ち、ペットボトル等の飲料容器がまち中に散乱しないよう努めます。

（５）落書き防止

今後の取組・事業内容

市（行政）	ア パトロールを実施し、繰り返される場所があったときは警察へ協力を求めます。 イ まち美化推進員、自治会・町内会、ボランティア団体等と連携し、落書きされにくい体制を整備します。 ウ 市施設への落書きの迅速な消去に努めるとともに、施設管理者や市民に対し、警察への被害届の提出などについて案内し、防犯カメラの設置など落書き防止への対応を求めます。 エ 落書き被害者の落書き消去を支援し、迅速な消去活動を促します。 オ 建築物・工作物等の新設に当たっては、落書き対策を考慮した構造や素材を使用するよう努めます。
市民 事業者 滞在者等	ア 落書きしません。 イ 所有、管理している施設・工作物等への落書き発見に努め、発見したときや通報を受けたときは、速やかに消去します。 ウ 落書き被害について警察への被害届の提出や、防犯カメラの設置など落書き防止に努めます。 エ まち美化推進員、鎌倉市違反屋外広告物除却協力員、自治会・町内会、ボランティア団体等が連携して落書きの発見・通報に努めます。

（６）あき地の適正管理

今後の取組・事業内容

市（行政）	ア 雑草が著しく繁茂し不良状態のあき地の所有者等に、適正な管理を指導します。 イ あき地の所有者等へ、適正な管理に必要な情報を提供します。 ウ 広報紙・ホームページ・SNS等を活用し、あき地の適正管理を呼びかけます。
市民 事業者	所有、管理している土地等をごみの散乱や雑草の著しい繁茂がないよう清潔に保ち、適正に管理します。

施策 2 美化活動の実施

(1) アダプト・プログラム

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア 道路等公共空間の清掃、除草等、さまざまなアダプト・プログラムを推進します。 イ 活動団体の継続を推進するため、清掃用具の提供など必要な支援を行います。 ウ 広報紙やホームページ、SNS 等で活動内容を周知します。 エ 市民団体や地域の事業者にもち美化活動の参加が広がるよう、周知啓発を行います。 オ 環境意識の高い事業者などと連携してまち美化を推進します。 カ 環境意識の高い事業者・企業などにアダプト・プログラムの制度を周知し、制度の利用を積極的に呼びかけます。
市民 事業者	ア 道路等公共空間の清掃、除草等、アダプト・プログラムを実施します。 イ アダプト・プログラムの活動団体は、ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。

(2) 市内一斉清掃（クリーンアップかまくら）

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア クリーンアップかまくら市内一斉清掃を定期的 to開催します。 イ 広報紙やホームページ・SNS 等にて市民、事業者、滞在者に広く参加を呼びかけて参加者数を維持します。 ウ まちや海浜に散乱するプラスチックごみの回収を推進し、海洋への流出抑制につなげます。 エ 事業者や市民団体等と連携して、まちや海浜の美化活動を推進します。
市民 事業者 滞在者等	ア クリーンアップかまくら市内一斉清掃に積極的に参加します。 イ 参加者は、ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。

(3) まち美化推進員による活動

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア まち美化推進員年間活動計画を作成し、計画的に活動を推進します。 イ まち美化を推進するための会議を開催します。
推進員	ア 市が実施する空き缶等の散乱防止に係る意識の啓発及び調査に参加・協力します。 イ 落書き、不法投棄物等の通報に協力します。 ウ クリーンアップ市内一斉清掃やキャンペーン事業など、まち美化活動に参加・協力します。 エ まち美化に係る会議等に参加します。

	オ 自治会・町内会など地域のまち美化活動の相談役になります。
	カ ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。

(4) 自治会・町内会等による活動

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア まち美化統一クリーンデーなど自治会・町内会の美化活動を推進します。 イ まち美化活動奨励金制度の利用を促進します。
市民	まち美化統一クリーンデーなど美化活動に参加します。
自治会 町内会	まち美化統一クリーンデーなど美化活動を積極的に行います。

(5) 企業による活動

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア まち美化活動を支援する制度について周知・啓発し、参加を呼びかけます。 イ まち美化活動を支援します。 ウ 積極的な企業とタイアップするなど、まち美化活動の輪を広げます。
市民 滞在者等	ア まち美化活動に参加します。 イ ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。
事業者	ア 企業理念にまち美化活動を取り入れ、実施します。 イ ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。

施策3 その他

(1) 関係団体等との連携

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア 美化活動に取り組む個人や団体等と連携して、美化の推進やまち美化に関する担い手の育成の支援に努めます。 イ 市民団体と連携して、環境教育を実施するなど、その担い手の育成を支援する取組を推進します。 ウ 国、県や他自治体など関係機関と連携し、まち美化の推進に取り組めます。 エ 小・中学校、高等学校などと連携し、児童や学生への総合的な学習(探究)での環境教育の実施、まち美化活動について情報提供を行います。 オ まち美化活動や環境問題に積極的な事業者等と協力し、新しいまち美化活動の推進に努めます。
-------	---

市民 事業者 滞在者等	実施・参加しているまち美化活動について、ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。
-------------------	---

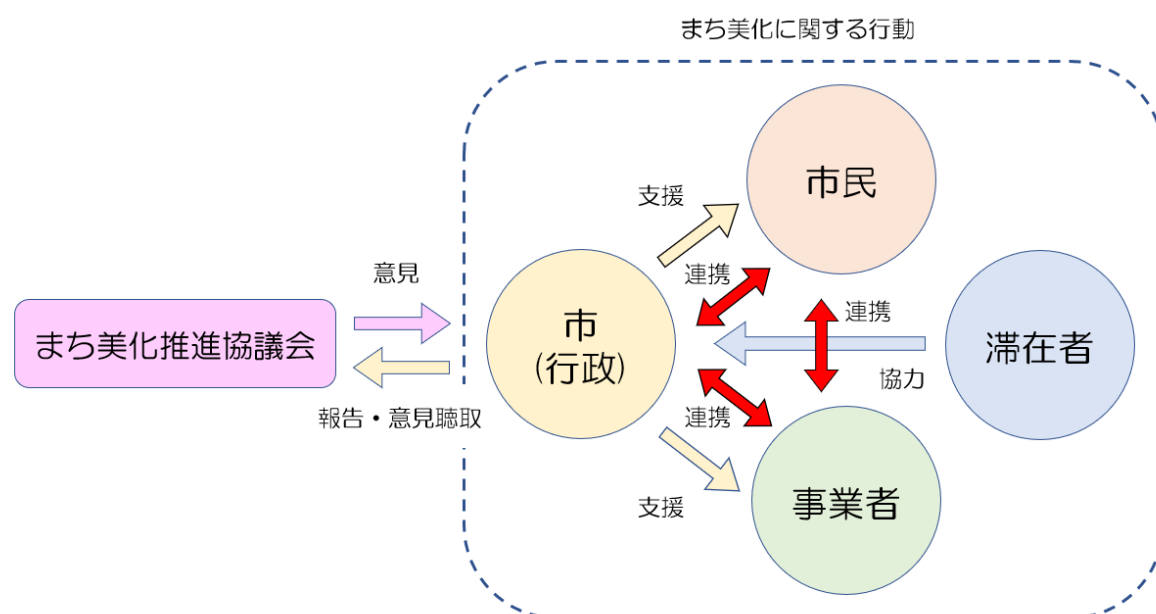
(2) その他の啓発活動

今後の取組・事業内容

市(行政)	ア 広報紙、ホームページ、SNS 等でまち美化に関する広報活動を行います。 イ まち美化に関する啓発活動について、公共交通機関等に協力を求めます。 ウ インバウンドを含む来訪者へ、ポイ捨て禁止やごみの持ち帰りについて多言語表記にて周知・啓発します。 エ インバウンドを含む来訪者へ、公衆トイレの使用方法やマナーについて多言語表記にて周知・啓発します。 オ 他自治体など関係機関と連携し、広域的な啓発活動に努めます。
市民 事業者 滞在者等	実施・参加しているまち美化活動について、ホームページや SNS 等を活用し、活動内容を積極的に発信します。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制



2 実績の公表

本計画に基づく取組実績を年次報告書「第6次鎌倉市まち美化行動計画に係る〇〇年度実施事業報告書」として取りまとめ、ホームページ等で広く公表します。

3 計画の点検・見直し

公表する「第6次鎌倉市まち美化行動計画に係る〇〇年度実施事業報告書」については、まち美化推進協議会等へ意見を聴き、次年度以降の施策に反映していきます。

なお、社会情勢や環境情勢に著しい変化が生じたときや、2030年までの持続可能な開発目標であるSDGsに代わる国際社会共通の目標が新たに国連から示された場合には、必要に応じて本計画の見直し等を行います。